

しゅんぽえんの保育所 重要事項説明書

1 運営主体（事業者の概要）

名称	社会福祉法人 春圃会
所在地	宮城県気仙沼市本吉町中島358番地3
連絡先	0226-42-3100
法人設立年月日	平成2年7月12日
代表者氏名	理事長 菅原 和幸

2 施設の概要

種別	企業主導型保育施設（認可外保育所）			
名称	しゅんぽえんの保育所			
所在地	宮城県気仙沼市本吉町中島358番地3			
連絡先	電話番号	0226-25-7667	携帯電話	080-1661-3606
	FAX	0226-42-3117	メールアドレス	hoiku@syunpo-kai.com
施設長氏名	木村 恵美子			
開設年月日	平成30年4月1日			
定員	19人（内訳）0歳児2人 1歳児5人 2歳児12人			
利用枠	従業員枠	本会職員枠	地域枠	非正規労働者枠
	10人	左記のうち2枠	9枠	定員のうち8枠

3 基本理念・運営方針

基本理念	子ども一人ひとりの成長を温かく見守り、ゆとりある保育の中で、元気な「心」と「体」を育みます。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> 当保育所は、良質な水準かつ適切な内容の保育サービスの提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されるよう努める。 保育サービスの提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して保育を提供するよう努める。 当保育所は、利用子どもの属する家庭（以下「保護者」という。）及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 施設・設備等の概要

敷地	面積	109.30㎡	
園舎	構造	木造 平屋建て	
	延床面積	106.82㎡	
設備	玄関・ホール・廊下	12.43㎡	
	ほふく室	1室	23.133㎡
	保育室	1室	23.930㎡
	幼児トイレ	1室	4.14㎡
	物置	1室	4.97㎡
	ロッカー室	1室	2.48㎡
	洗濯室	1室	3.73㎡
	職員トイレ	1室	2.48㎡

	休憩・相談室	1室	7.45㎡
	調理室	1室	14.91㎡
	苑庭		64.0㎡
	その他の設備	冷暖房・空気清浄機	

5 職員体制

当保育所では、ご契約者に対して保育サービス等を提供する職員として、次の職種を配置しています。

(1)主な職種の配置状況 ※職員の配置については、配置基準を遵守しています。

職 種	基 準	備 考
所長	1人	
保育従事者	2人以上	保育従事者のうち、半数は保育士の有資格者を配置するほか、所定の資格及び研修を受講した者を年齢区分及び人数に応じて配置します。
調理従事者	1人	特養春圃苑と兼務しています。
連携推進員	1人	事務員と兼務しています。
嘱託医	1人	嘱託
嘱託歯科医	1人	嘱託
第三者委員	2人	苦情解決の際に従事します。

※栄養管理：特養春圃苑の管理栄養士に委託して提供します。

※看護師：必要に応じ、特養春圃苑と協力体制をとります。

(2)主な職種の業務

職 種	業 務 内 容
所長	保育所保育指針に基づく体制づくりを行い、運営全般を管理します。
保育士	年齢や発達に合わせた遊びや活動、生活等の体験を通した総合的な関わりの中で成長の援助を行います。
保育補助者	保育士の業務をサポートします。
調理師・員	栄養バランスのとれた給食を提供し、子どもたちの健康を支えます。
連携推進員	連携企業、自治体等と必要な連携を図るとともに、入退所等に関する事務を行います。
嘱託医	定期健康診断のほか、保健・健康管理に関する指導・助言を行います。
嘱託歯科医	定期歯科健康診査のほか、虫歯などの予防に関する正しい知識の助言・指導を行います。
第三者委員	利用者等からの苦情に適切に対応します。

※職員の勤務体制は、利用人数によって変動します。

6 利用定員ごとの保育を提供する曜日等

提供する曜日	月曜日から土曜日まで 祝日、年末年始（12月29日～1月3日） ※上記において利用ニーズがない場合は、あらかじめ保護者に確認し同意のうえで臨時閉所することがあります。	
保育時間	保育基本時間	午前7時30分～午後18時30分（11時間）
延長保育	保育時間	朝：午前 7時00分～ 7時30分 夕：午後18時30分～19時00分
開所時間	月曜日～土曜日	午前7時30分～午後18時30分 ※利用状況により変動することがあります。
休業日	日曜日	

※登所は、やむを得ない場合を除き、午前9時迄にお願いします。

7 利用料金

本会の指定する保育料をお支払いいただきます。保育料の詳細につきましては、別紙1「しゅんぽえんの保育所料金表」に記載のとおりです。

8 支払方法

保育サービス利用後、精算しご請求いたしますので、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。本会職員は「保育料賃金控除依頼書」を提出してください。

金融機関口座からの自動引き落とし	引き落とし日：毎月20日（金融機関休業日の場合は、翌営業日） 【ご利用できる金融機関】 ①ゆうちょ銀行 ②気仙沼信用金庫
指定金融機関口座への振込	【振込先】気仙沼信用金庫 津谷支店 普通預金No.0213477 社会福祉法人春圃会 理事長 菅原和幸 ※請求後、10日以内をお願いします。

9 提供する保育の内容

当保育所は、企業主導型保育事業に関する要綱・要領、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）並びに認可外保育施設指導監査基準等を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

(1) 教育・保育計画

年齢毎に年間、月間及び週間計画を作成します。

(2) 毎日の教育・保育の流れ

一日の教育・保育スケジュールは、入所のしおりに記載のとおりです。

(3) 年間行事予定

年間の各種行事予定は、入所のしおりに記載のとおりです。

(4) 食事の提供

給食等の方針	保育所での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、旬の食材を積極的に取り入れ、安全でおいしい給食の提供に努めます。
食事の提供方法	直営方式
昼食及びおやつ	献立表でお知らせします。
食事時間	間食：午前9時30分、午後15時15分 昼食：午前11時00分 補食：延長保育の場合に提供
アレルギー等への対応	除去食及び代替食に対応します。体質に合わない食材があれば、ご相談ください。除去食が必要な場合は、「主治医の診断書」「保育所におけるアレルギー疾患生活管理表」の提出をお願いします。管理栄養士を交え相談させていただきます。
食育の推進	厚生労働省が定める「保育所における食育に関する指針」を基に、指導計画に基づいた保育内容に従い食事を楽しく食べることを体験します。食への関心を育み、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を培うことを目標に、行事食、郷土料理等の提供のほか、野菜類の栽培、クッキング等の身近な食に関する体験を取り入れ、保育と食育が相互に関連し、総合的に展開することができるよう取り組みます。

(5) 健康診断

①健康診断

年2回、嘱託医師が健診します。結果については、個別にお知らせします。

②身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、連絡帳に記載します。

③ 歯科健診

年 1 回 嘱託歯科医師が健診します。結果については個別にお知らせします。

10 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

利用者の内定	就労証明書、支給認定書
利用決定	利用契約書の締結による
退所理由	(1) 3号認定の子どもの家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）に定める支給要件に該当しなくなった場合 (2) 保護者から利用の終了の申し出があった場合 (3) 地域枠の契約で、正当な理由なく保育料を3か月以上滞納した場合 (4) 入所児の保護者が保育所内において又は他の入所児の保護者に対し政治活動及び宗教活動を行い、かつ、弊所からの中止要請を受けたにも関わらず継続した場合 (5) 入所児の保護者が保育所内での暴言・非常識な発言等、職員に対しても対等な態度をとらず、かつ、その改善が見られない場合 (6) 入所児に重度の食物アレルギー等が判明し、当保育所での保育が適切でないと判断した場合 (7) 入所児に身体又は精神に関する障害等が判明し、当保育所での保育が適切でないと判断した場合 (8) 入所児の保護者が反社会的勢力又は反社会的勢力に関与していると判断した場合 (9) 本重要事項説明書に同意いただけない場合 (10) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたときと当所が判断した場合
利用にあたっての留意事項	利用の開始は、本重要事項説明書等に同意された後に、保育の提供を開始します。

11 協力医療機関

(1) 嘱託医

医療機関の名称	光ヶ丘保養園
医師名	内科医師 本澤 修一
所在地	気仙沼市浪板140
電話番号	22-6920

(2) 歯科嘱託医

医療機関の名称	山谷歯科医院
医師名	山谷 立憲
所在地	気仙沼市本吉町津谷新明戸210
電話番号	42-3577

(3) 協力医療機関

医療機関の名称	気仙沼市立病院附属本吉医院
所在地	気仙沼市本吉町津谷明戸222-2
電話番号	42-2621

12 緊急時における対応

- (1) 保育中に健康状態の変化や病状急変等の緊急事態が生じたときは、保護者があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡するとともに、入所児のかかりつけ医又は嘱託医へ連絡する等の必要な措置を講じます。

(2) 保護者と連絡が取れない場合には、入所児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任をもってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

(3) 管轄する関係機関

消防署名	気仙沼消防署本吉分署 所在地：気仙沼市本吉町津谷松尾1-1 電話番号：42-2629
警察署名	気仙沼警察署本吉駐在所 所在地：気仙沼市本吉町津谷館岡97-1 電話番号：42-2614

13 非常災害対策

防火管理者	特別養護老人ホーム春圃苑 苑長 阿部 勝造		
消防計画届出年月日	平成30年3月22日		
避難訓練	項目	内容	回数
	火災訓練	避難の仕方を教え、避難場所へ避難する。	5
	地震訓練	地震の恐ろしさや身を守る方法、避難を教える。	4
	不審者訓練	保育者の言葉を聞き、静かに部屋の隅に集まる。	2
	図上訓練	地図を用いて災害時の対応を検討する。	1
	通報訓練	保護者及び関係各所への通報の仕方を確認する。	2
防災設備	消火器、電気錠		
避難場所	特別養護老人ホーム春圃苑又は当保育所		
緊急時の連絡手段	電話、連絡メール		
災害用備蓄食料	3日分(1日3食)常備 アレルギーをお持ちのお子様にも対応します。		

(1) 非常災害に関する具体的な計画は、特別養護老人ホーム春圃苑が定める計画により対応します。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員に周知しております。

14 相談・要望・苦情窓口

項目	氏名	連絡先等
相談・苦情受付担当者	木村 恵美子	職名：しゅんぼえんの保育所 所長 連絡先：25-7667
相談・苦情解決責任者	阿部 勝造	職名：特別養護老人ホーム春圃苑 苑長 連絡先：42-3100
第三者委員	芳賀 薫	職名：社会福祉法人春圃会 監事 連絡先：42-3215
	芳賀 礼子	職名：社会福祉法人春圃会 評議員 連絡先：42-3760
要望・苦情等への対応方法	しゅんぼえんの保育所苦情対応規程により対応します。	

15 契約している保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

(1) 賠償責任保険

保険会社名	公益財団法人全国私立保育連盟
保険の内容	保育施設や保育業務及び提供した生産物(飲食物等)に起因して発生した身体の障害、財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償を負担することによって被る損害に対する保険
保険金額	【対人】 1事故につき、最大5億円、 1人につき、最大2億円 【対物】 1事故につき、200万円 【生産物】 1事故につき、最大5億円、 1人につき、最大2億円

(2) 傷害保険

保険会社名	独立行政法人日本スポーツ振興センター		
保険の種類	災害共済給付制度		
保険の内容	災害の範囲	給付金額	
負傷	その原因である事由が保育所の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの。	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）	
疾病	その原因である事由が保育所の管理下で生じたもので、療養に要する費用が5,000円以上のものうち、内閣府令で定めるもの。	・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額	
障害	保育所の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金4,000万円～88万円 （登所中の災害の場合2,000万円～44万円）	
死亡	保育所の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金3,000万円 （登所中の場合1,500万円）	
	突然死	運動などの行為に起因する突然死（保育所の管理下において発生したもの）	死亡見舞金3,000万円 （登所中の場合1,500万円）
		運動などの行為と関連のない突然死（保育所の管理下において発生したもの）	死亡見舞金1,500万円 （登所中の場合も同額）

16 個人情報の取り扱い

職員は、正当な理由がなく、業務上知り得たご契約者又はそのご家族の情報を第三者に漏らしてはならないことと取り決めております。

- (1) 本会職員であった者は、正当な理由がなく、業務上知り得たご契約者又はそのご家族の情報を漏らさないよう保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの情報を漏らさないように、職員との雇用契約において必要な措置を講じております。
- (2) 個人情報は、別紙2「個人情報の利用目的」に沿って、ご契約者又はそのご家族の同意を得ることとしております。

つきましては、上記についてご同意いただければ、文書による取り交わしが必要ですので、同意の証として下記にチェックをお願いします。

私は、しゅんぼえんの保育所の保育サービス等の提供を受けるにあたり、以下の項目について同意します。

- 個人情報、利用契約第10条の定め範囲において用いられること。
- 広報誌、SNS等に保育所での活動写真を掲載すること。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による入所児への虐待防止のため、以下の措置を講じております。

- (1) 職員に対して、虐待防止研修を年1回実施します。
- (2) 虐待防止マニュアルの作成及び運用

18 保育所と保護者との連携について

- (1) お子様の体調などは、預ける際に詳しく保育者にお話下さい。発熱や、風邪疾患などの体調不良が見られる場合は、お預かりをお断りする場合があります。
- (2) 欠席する場合は、当日9時迄に連絡メールでご連絡をお願いします。
- (3) 降所時のお迎えの方に変更がある場合は、事前にお知らせください。連絡が無く別な方がお迎えにいらした場合は、お渡しできません。その場合は、その場で保護者様に電話確認いたしますので、ご了承ください。
- (4) 緊急の連絡を必要とする事態が起きる場合を考え、連絡先はいつも明らかにしておくようお願いします。

- (5) お子様をお預かりする上で、保育所での状況や家庭での状況を相互に連絡しあうために、連絡帳を活用するほか、登降所時には保護者様と直接話す場を設けます。ご相談のある方は、ご遠慮なくお申し出ください。
- (6) お薬のお預かりはいたしません。与薬が必要な場合は保護者様が保育所に来ていただき、投薬をお願いします。
- (7) 保育所だよりを月1回発行し、月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

19 保育所利用中に必要となる手続きについて

- (1) 年度途中で状況が変わった場合
保育時間、保育を必要とする理由、住所、氏名、世帯人数などの家庭状況や勤務先・就労時間・産休取得など状況が変わったときは、お知らせください。「変更届」及び証明書類等のご提出をお願いします。
- (2) 感染症に罹患した場合
医師の診察を受け、感染症と診断された場合は登所届を提出していただきます。
- (3) 長期間お休みする場合
お子様の病気や母親の出産のための里帰り等で、やむを得ず1ヶ月以上お休みされる場合は、2ヶ月を限度に休所を認めます。「休所届」のご提出をお願いします。
- (4) 退所する場合
転居や家庭での保育が可能となった等の理由で退所する場合は、退所予定日の1ヶ月前迄に、退所の手続きをお願いします。
- (5) 利用継続の手続き
年に一度、保育ができないことを証明する書類（就労証明書・支給認定証等）を提出していただきます。
- (6) 未満児の保育
家庭での生活時間を伺い、保育について個別にご相談します。

20 一時預り保育について

就労以外の理由でご利用される場合は、一時預り保育となります。お仕事がお休みでご利用される場合は、その旨ご連絡をお願いします。

21 地域の子育て支援について

- (1) 一時預り保育の実施
- (2) 見学及び育児相談の実施
- (3) 施設・設備及び遊具等の開放
- (4) 地域交流事業の開催（kids サロン）

保育所料金表

単位：円

利用区分	年齢区分	居住地	月額保育料	減免額	利用者負担額	
					第1子	第2子以降
従業員枠	0歳児	気仙沼市	37,100	32,100	5,000	0
		南三陸町	37,100	32,100	5,000	5,000
	1・2歳児	気仙沼市	37,000	32,000	5,000	0
		南三陸町	37,000	32,000	5,000	5,000
連携企業枠	0歳児	気仙沼市	37,100	22,100	15,000	0
		南三陸町	37,100	22,100	15,000	15,000
	1・2歳児	気仙沼市	37,000	22,000	15,000	0
		南三陸町	37,000	22,000	15,000	15,000
地域枠	0歳児	気仙沼市	37,100	22,100	15,000	0
		南三陸町	37,100	22,100	15,000	15,000
	1・2歳児	気仙沼市	37,000	22,000	15,000	0
		南三陸町	37,000	22,000	15,000	15,000
無償化対象	0歳児	気仙沼市	37,100	37,100	0	0
		南三陸町	37,100	37,100	0	0
	1・2歳児	気仙沼市	37,000	37,000	0	0
		南三陸町	37,000	37,000	0	0

※ 気仙沼市に居住されている方には、第二子以降の保育料減免事業を適用します。

※ 無償化対象者とは、住民税非課税世帯の方が対象になります。

延長保育		1回	200
一時預かり保育	0歳児	2時間迄	1,600
		1時間増す毎	800
	1・2歳児		2,000
	3～5歳児		1,500
	在園児		無料
日本スポーツセンター共済掛金			210

個人情報の利用目的

しゅんぼえんの保育所では、ご利用いただくにあたり、皆さまに関する個人情報は、契約書の定めにより正当な理由なく、第三者に漏洩いたしません。ただし、保護者様から文書による同意をいただいた場合で、下記に記載した目的に利用する場合には、個人情報の使用と、必要な情報の収集ができることとなっております。

【保育サービスの提供に必要な利用目的】

1. 保育所内部での利用目的
 - (1) 保育所が提供する保育サービス
 - (2) 企業主導型保育事業事務
 - (3) 保育サービスの利用に係る保育所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・事故、緊急時等の報告
 - ・保育サービスの向上
2. 情報提供を伴う利用目的
 - (1) 保育所が提供する保育サービスのうち
 - ・健康管理に当たり、医師（協力医療機関）の意見・助言を求める場合
 - ・緊急時において、医療機関及び関係機関に対しての必要な情報提供
 - ・保護者への心身の状況説明
 - (2) 企業主導型保育事業のうち
 - ・運営費請求事務
 - ・幼児教育・保育の無償化に伴う居住市町への報告
 - (3) 損害賠償保険等に係る保険会社等への届出又は相談等

【上記以外の利用目的】

1. 保育所内部での利用に係る利用目的
 - (1) 保育所の管理運営業務のうち次のもの
 - ・保育サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ・保育所で行われる学生等の実習への協力
 - ・事例研究等
2. 他の事業所等への情報提供に係る利用目的
 - (1) 保育所の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供
3. 保育所だより、研究発表等への利用目的
 - (1) お子様の写真の掲載等について
 - ・保育所だよりへ掲載し、保護者様、来苑者、交流施設等における閲覧
 - ・行事の際の報道機関等の写真と報道
 - ・SNSへの写真の掲載

（お子様の顔が認識できないものや、掲載の承諾をいただいたものを使用）
 - (2) 職員研究発表会、研修会等の際のお子様の写真の利用

しゅんぼえんの保育所重要事項の説明に関する同意書

保育サービスの提供にあたり、『しゅんぼえんの保育所重要事項説明書』に基づき、重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

所在地 〒988-0331 宮城県気仙沼市本吉町中島 358 番地 3

法人名 社会福祉法人春圃会

代表者名 理事長 菅原 和幸 印

事業所名 しゅんぼえんの保育所

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、保育サービス等の提供開始について同意しました。

令和 年 月 日

住 所 〒 _____

幼児氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

幼児との関係 ()

令和7年7月から適用

しゅんぽえんの保育所重要事項説明書

社会福祉法人春圃会